

一般競争入札説明書

沖縄県が発注する建設機械賃貸借単価契約に係る一般競争入札公告に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

1 公告日 令和3年5月13日（水曜日）

2 入札に付する事項

- (1) 件名 中城湾港（新港地区）建設機械賃貸借単価契約
- (2) 契約の内容 建設機械の賃貸借単価契約を行う。詳細は、入札説明書及び仕様書（予定数量）による。
- (3) 使用の本拠地 沖縄県中部土木事務所中城湾港管理所 沖縄市海邦町3-45
- (4) 契約期間 契約日から令和4年3月31日まで

3 入札方法等

- (1) 入札者は、県が定める様式（第4号様式）を使用すること。
- (2) 入札書は、書面により直接持参して提出すること。
- (3) 入札の方法
 - ア 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の納付に係る確認を受けること。
 - イ 入札参加者は、入札執行に先立ち、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。
 - ウ 代理人が入札する場合は、本人の委任状（様式第5号）を持参すること。
 - エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の単数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札日時及び場所

- (1) 入札年月日 令和3年5月27日（木曜日）午後2時
- (2) 入札場所 沖縄県中部合同庁舎4階 入札室

5 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委託を受けた者がした入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

6 入札保証金

入札公告「9 入札保証金」による。

7 入札保証金の額

- (1) 入札保証金の額は、入札に参加しようとする者が見積る契約金額（消費税込み）の100分の5以上とする。
- (2) 入札保証金は、一括して納付することとし、その額は、再度入札の場合も想定して不足とならないようにすること。

8 入札保証金の納付方法

沖縄県の発行する納付書により現金を金融機関で納付し、領収書の写しを入札書と同時に提出することとする。納付書の発行を希望する者は、令和3年5月24日（月曜日）午後5時までに入札保証金納付書発行依頼書を提出すること。

9 入札保証金の免除

入札保証金は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部の免除を受けることができる。免除を受ける者は、令和3年5月24日（月曜日）午後5時までに下記の内容を証明する書類を沖縄県に提出すること。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合。（様式第2号）

10 入札保証金の還付

入札保証金は、原則として落札決定後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができる。

11 入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から7日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。

12 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。

なお、再度の入札は、2回までとする。

再度の入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき最低価格を入札した者と随意契約の交渉を行うことがある。

14 最低制限価格 最低制限価格は設定しない。

15 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上に相当する金額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付または提供すること。

ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2カ年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面提出する場合。（様式第2号）

16 契約締結の時期

落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を締結すること。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りではない。

17 その他留意事項

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札参加資格の申請等にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (3) 沖縄県は、申請書等を公表又は無断で他の用途へは使用しない。

18 契約に関する事務を担当する名称及び所在地

沖縄県中部土木事務所 庶務班（担当：安富）
〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1-6-34 中部合同庁舎3階
電話番号：098-894-6510 FAX番号：098-937-2510